

18.01.03

出願の変更における新たな意匠登録出願についての新規性の
喪失の例外の規定の適用について

1. 出願の変更における新たな意匠登録出願について意匠法第4条〔新規性の喪失の例外〕の規定の適用を受けられることができる場合

- (1) もとの特許出願又は実用新案登録出願について新規性の喪失の例外の規定による書面を出願と同時に提出し、かつ、証明書を30日以内に提出しているとき。
- (2) もとの特許出願又は実用新案登録出願について新規性の喪失の例外の規定による書面のみを提出している場合であって、出願の変更がもとの出願の日から30日以内に行われたとき。
この場合は、新たな意匠登録出願についてももとの出願の日から30日以内に証明書を提出しなければならない。